

統合幕僚監部における女性・平和・安全保障（W P S）推進計画

2 0 2 4 年 5 月

統合幕僚監部

1 趣 旨

本件は、事務次官より防衛省女性・平和・安全保障（W P S）推進計画について通達されたことを受けて、統合幕僚監部における女性・平和・安全保障（W P S）（以下「W P S」という。）に係る2028年度までの推進計画について通達するものである。

2 統合幕僚監部としての基本的方針

統合幕僚監部は、国内外における様々な事態・任務に対応するに当たり作戦の実効性を向上させるため、W P Sを推進する。この際、作戦遂行間における高い規律を維持するための意識改革、女性を含む多様な人材が能力を発揮できる体制整備等、各種作戦計画・実施へのジェンダー視点の反映に必要となる施策を主体的に取り組む。

3 統合幕僚監部のW P Sに関する取組等

（1）基本的な方向性

統合幕僚監部は、関連文書第4節の意義及び必要性を踏まえ、統合幕僚監部全体の意識改革、W P S推進体制の整備、諸外国、機関等との連携並びに我が国の防衛及び警備、国際平和協力活動等、平素から有事に至るまでの自衛隊の活動（以下「自衛隊の活動」という。）へのジェンダー視点の反映のため、次の具体的な取組を推進する。

（2）具体的な取組

ア 統合幕僚監部全体の意識改革

W P Sを推進する主体者としての認識の醸成及びジェンダー視点を取り入れた業務・活動の基盤を一層拡充するため、統合幕僚監部に所属する全ての隊員にW P Sに関する知見を習得させ、統合幕僚監部全体の意識改革を確実に実施する。

なお、知見の習得に当たっては、防衛政策局から提供される資料等を活用し、年2回を基準に全隊員への教育を実施する。

イ W P S推進体制

（ア）統合幕僚監部におけるW P Sの編成

W P S推進計画に示された、全体の意識改革、推進体制の整備、諸外国、機関等との連携及び自衛隊の活動へのジェンダー視点の反映を組織的に進めるために、ジェンダー・アドバイザー及びジェンダー担当官等を置くこととし、原則として他の部官からの兼務とするほか、別途、個別命令により指定する。また、統合幕僚監部のジェンダー・アドバイザーと連携

等する者として、統合幕僚学校及び共同の部隊に、それぞれの所定によりジェンダー・フォーカルポイント（部隊のW P Sに関する実務者）を配置する。

なお、統合幕僚監部における編成は付紙のとおりとする。

（イ）統合幕僚副長

統合幕僚副長は、統合幕僚監部内におけるW P Sの推進に関し、監督・指導を行う。

（ウ）ジェンダー・アドバイザー

a 配 置

1 佐をもって充てる（各部官からの兼務）。

この要員は、国外のジェンダー・アドバイザー研修履修者を充てるほか、毎年、統合幕僚監部所属者の中から適任者を選考し、国外におけるジェンダー・アドバイザー研修を履修させることにより育成する。

なお、当該育成等が完了するまでの間、ジェンダー担当官がジェンダー・アドバイザーを兼ねることができる。

b 役割、責務

統合幕僚監部のジェンダー・アドバイザーは、統合幕僚長の所掌事務、特に部隊運用におけるジェンダー視点の反映について、統合幕僚長に対し助言を行う。

c 責務の範囲

（a）統合幕僚長が所掌する事項に係るW P Sの推進に関すること。

（b）統合幕僚監部及び共同の部隊で実施するW P Sに関する教育研修に関すること。

（c）ジェンダー・フォーカルポイントの活動に関すること。

（d）防衛省ジェンダー・アドバイザーとの連携に関すること。

（エ）ジェンダー担当官

a 配 置

1 佐をもって充てる（各部官からの兼務）。

b 役割、責務

ジェンダー担当官は、統合幕僚長の指示等を受けて、ジェンダー・アドバイザーと緊密に連携し、各部官の協力の下、統合幕僚監部におけるW P Sの主務者として実務を担当する。

（オ）ジェンダー担当官補佐

a 配 置

2 佐、3 佐又は相当事務官をもって充てる（総務部、運用部、防衛計

画部及び首席参事官からの兼務)。

b 役割、責務

W P S の推進に係る実務に関して、ジェンダー担当官を補佐する。

(カ) ジェンダー担当者

a 配 置

ジェンダー担当者は、各部官（総務部、運用部、防衛計画部及び首席参事官を除く。）に置き、各部長官の所定により適任者をもって充てる。

b 役割、責務

各部官で所掌する業務に関し、W P S の推進に係る実務を担当する。

(キ) ジェンダー・フォーカルポイント

a 配 置

ジェンダー・フォーカルポイントは、統合幕僚学校及び共同の部隊に置き、部隊等の長の所定により適任者をもって充てる。

b 役割、責務

統合幕僚長の指示等に基づき、部隊等の長の指揮下において、各部隊等におけるW P S の推進に係る実務を担当する。

ウ 諸外国、機関等との連携

(ア) W P S 分野での国際連携の追求

諸外国、機関等とのハイレベル交流、幕僚協議等の機会を捉え、W P S を議題の一つとし、防衛省・自衛隊におけるW P S に係る取組について発信するとともに、各国等の取組に係る情報収集を実施し、W P S 分野での国際連携を追求する。また、外国政府、国際機関等が主催するW P S に関する国際会議等への参加、各国とのW P S に係る専門家会合を計画し、知見及び教訓を共有する。

(イ) 諸外国で実施する自衛隊の活動への女性隊員の参加

共同訓練等の諸外国で実施する活動に女性隊員を積極的に参画させ、相手国からも同様の参画を奨励する。また、国際緊急援助活動等、諸外国における活動時に、可能な範囲で女性隊員を選定するとともに、派遣先国や寄港・寄航地の女性軍人その他の防衛当局関係者等、現地の女性市民、W P S に関連する活動を実施する国際機関等と交流する機会を設け、女性隊員を積極的に参画させる。

(ウ) 各国のP K Oセンター等に対するW P S 分野での貢献を追求

エ 自衛隊の活動へのジェンダー視点の反映

(ア) ジェンダー視点に立った自衛隊の活動の実施

全ての隊員は、性別を問わず、部隊運用に際しては、ジェンダー視点に

立った活動を実施する。特に、国際平和協力活動等、災害応急対策活動を始めとする民間人等と接する活動では、紛争、災害等においてより脆弱な立場に置かれる女性及び児童の心身の安全を確保する上で女性隊員の参画が特に重要となることに留意する。

(イ) 自衛隊の活動に関する文書へのジェンダー視点の反映

自衛隊の活動の直接的な根拠となる命令等だけでなく、自衛隊の活動の内容を決定する際の基本となる防衛省・自衛隊の戦略、政策、計画等を作成する際に、ジェンダー視点を反映させる。

(ウ) W P S ハンドブック（仮称）の作成支援

W P S 推進事務局のハンドブック作成に資するジェンダー視点を反映した活動に関する事例等の教訓を収集し、W P S 推進事務局（防衛政策局）に提供する。

4 W P S に関する取組の実施状況の報告

ジェンダー担当官は、この推進計画に基づいてその年に実施した統合幕僚監部の取組の実施状況について、毎年11月末までに統合幕僚長に報告する。

5 その他

ジェンダー・アドバイザー及びジェンダー担当官による文書処置等の事務に関しては総務部長が実施する。